

12月3～9日は障害者週間 学びませんが、障害のことで

12月3～9日は障害者週間です。同週間は多くの人が「障がい者の福祉」に関心を持って理解を深め、障がいのある人が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進するために設けられています。この機会に、障害のことを学んでみませんか。問い合わせは市障害福祉課 ☎784・8032へ。

知っていますか 「合理的配慮」

障害者差別解消法は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目的として定められました。

同法により、障がいのある人に対する「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されています。

「不当な差別的取り扱い」とは、正当な理由なく、障害があるということやサービスなどの提供を拒否や制限することなどをいいます。

「合理的配慮の不提供」とは、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示が

あるのに、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことをいいます。

障がい者と事業者などが話し合いを通じて、お互いに理解を築いていくことが大切です。私たち一人一人が自分ができることを考え、行動し、障害の有無にかかわらず、お互いを尊重しながら共生する社会を築いていきましょう。

障害者差別解消法のポイント

	不当な差別的取り扱い	合理的配慮
市役所など	禁止	法的義務 配慮を行わなければならない
会社・店など	禁止	努力義務 配慮を行うよう努めなければならない

障害者週間 各種イベント

伊丹市障がい児・者作品展
12月1～12日の午前9時～午後9時(5・12日は午後5時まで)、アイ愛センターで。市内障害者福祉施設などの利用者や特別支援学校の生徒などが作った作品を展示します。無料。

障害者週間パネル展
12月3～10日、図書館「こ」と「蔵」で。同週間に関連したパネルを展示。無料。

「マーク」を学び 正しい知識の理解を

「補助犬マーク」(写真①)や「ヘルプマーク」(写真②)など障がいのある人にとって大切なマークがあることを知っていますか。正しい知識を理解し、同マークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。

補助犬マーク

補助犬は目や耳、手足に障がいのある人の手伝いをする犬で、身体障害者補助犬法に基づき、適切な行動が取れるよう訓練を受けたパートナーです。特別な訓練を受けているため、社会のマナーの順守や衛生面も管理されています。そのため、公共施設や飲食店などいろいろな場所に同伴できます。

店の入り口などで同マークや補助犬を連れている人を見かけた場合は、理解と協力をお願いします。

ヘルプマーク

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用、内部障害や難病、妊娠初期の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるマーク



写真②

同マークは、市役所1階の障害福祉課・介護保険課、同4階のこども福祉課、保健センターで配布しています。

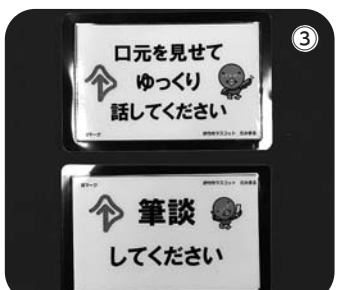
聞こえが不自由な人が周囲へ配慮をお願いするカード(写真③)を障害福祉課で配布しています。

聴覚障害の身体障害者手帳を持っている人でも、耳が聞こえにくく、生活に不自由を感じている人に配布します(市内在住・在勤・在学者が対象)。

聞こえが不自由な人は、相手の口の動きを読み取ることが難しいので、話の内容を認識していきま。しかし、マスクなどで口元が見えないと、話の内容を読み取ることができず、意思疎通が困難になります。

また、中途失聴者など、手話ではなく筆談を希望される人もいます。

カードの提示があった場合は、配慮をお願いします。市障害福祉課 ☎784・8032(ファクス ☎784・8036)。



障がいのある人の 工賃向上のために

市は、障がい者就労施設で働く障がいのある人の生活の経済的基盤の確立を目指し、工賃向上のための総合的な支援を推進しています。「いたみ障がい者共同受注ネットワーク」もその一つです。同仕組みを利用して、仕事を頼んでみませんか。施設ができる主な仕事の内容は次の通り。

▽ラベル貼り▽箱折り▽清掃▽除草(左写真)▽剪定▽プランターへの水やり▽タオ



ル折り▽クリーニング▽チラシの印刷▽パンフレットの作成▽封入・封かん▽名刺の印刷▽パンやお菓子作り▽さを織り▽物品の販売など。他にもイベントの景品作成や地域の祭りへの出店など地域の活動でも活躍しています。まずは、「いたみ障がい者共同受注ネットワーク」へ相談を。園いたみ障がい者共同受注ネットワーク ☎783・9885。いたみ障がい者共同受注ネットワークの紹介動画を公開

市広報番組「伊丹だより」市政情報で、同ネットワークが紹介されました。

施設の作業風景もあり(二次元コードから読み取り可)。

市障害福祉課 ☎784・8032。

市役所地下の売店 「ぶちばとー」



「ぶちばとー」は、市内の障がい者就労施設が共同で運営する売店です。弁当やパン、コーヒーなどの販売をしています。

同売店は、障がいのある人が就労する施設などの仕事の確保と、就労することで生活の基盤を確立することを目的に誕生しました。

店名の「ぶちばとー」はフランス語の「小さい」と「舟」の組み合わせです。障がいや病気などがある人やサポーターたちが乗り合わせ、希望を



クリスマスの特設コーナー

学びたい

市民手話講座講師を派遣

市は、手話を学びたいグループに対して、手話講師(聞こえる講師とろうの講師各1人)を派遣します。

▽対象 手話を学びたい市内在住、在勤、在学者などが過半数を占める5人以上のグループ。手話の経験の有無は問いません▽派遣回数 最大10回(1回当たり2時間)まで。回数は要相談。無料。

【日程・内容】来月1月7～29日(全5回)講義▽1月18～28日(全1回)実習。【会場】アイ愛センター。【定員】10人。【受講料】1万円。【問い合わせ】12月14日に同センター ☎772・0221(ファクス ☎780・2897)まで。先着順。

福祉サービスなどを利用し豊かな生活を

一度は読んでみて福祉の手引き

障がいのある人が利用できる助成や日常生活を豊かにする支援制度などについて具体的に説明している冊子「障がい者(児)福祉の手引き」があります。



福祉の手引き

市障害福祉課や市こども福祉課で配布しています。また、障害福祉の手引き

手話通訳・要約筆記 利用したい

遠隔手話通訳サービスを始めました!

市は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、病院への派遣など同行での手話通訳が難しい人などが、スマートフォンやタブレットなどを通じて手話通訳が行えるよう、遠隔手話通訳サービスを派遣方法の一つに追加しました。

利用方法は、市コーデイネーターを通じて派遣調整します。無料(通信料別)。

知的・全身性障害者移動支援従業者養成研修日程などは次の通り。【日程・内容】来月1月7～29日(全5回)講義▽1月18～28日(全1回)実習。【会場】アイ愛センター。【定員】10人。【受講料】1万円。【問い合わせ】12月14日に同センター ☎772・0221(ファクス ☎780・2897)まで。先着順。

手話通訳者を派遣します聴覚障がい者を対象に、病院の受診や講演会などに手話通訳者を派遣します。無料。要約筆記者を派遣します中途失聴者、難聴者などを対象に、病院の受診や講演会などで内容を要約し、文字で伝える要約筆記者を派遣します。無料。

市障害福祉課 ☎784・8032(ファクス ☎784・8036)。